

1	招集通知年月日	令和 2年10月24日(土)		
1	開催年月日及び時刻	令和 2年10月31日(土)	19:00~22:10	
1	開催場所	Japan Sport Olympic Square および テレビ会議用アプリケーション Zoom を使用したオンライン会議		
1	出席・資格確認	理事	22名中	会場出席 2名 Web出席 12名 欠席 3名
		議決権数 22個中19個		
		監事	2名中	Web出席 2名 欠席 0名
		顧問		Web出席 0名 欠席 1名
		オブザーバー		6名

開会 (19時00分)

定款第34条に則り、坂巻副会長が議長となった。議長は、テレビ会議用アプリケーション Zoom を使用してWEB出席を行っている理事及び監事、オブザーバーの回線が正常に稼働していることを相互に確認し、本理事会は適法に成立した旨を宣した。次いで定款38条2項により会長及び監事が署名人となることが報告された。書記には大政理事、池端理事が指名され議案の審議に入った。

1 議事の経過の要領及び議案審議の結果

1) 報告事項

1. 公益法人化プロジェクトの今後の予定 (公益化推進委員会：資料なし)

議長の要請により、富岡副委員長より公益法人化プロジェクトの今後の予定について報告が行われ、今後の決議事項で審議してもらいたい旨が伝えられた。特に質疑はなかった。

2. 令和2年度選抜大会について (執行部：資料2)

議長の要請により、仲間専務理事より令和2年度選抜大会開催不可の書面決議の結果、開催中止は否決されたことについて説明が行われた。その後質疑応答が行われた。(内容は別添資料)

3. 国内競技団体専務理事会議の報告 (執行部：資料3)

議長の要請により、仲間専務理事より国内競技団体専務理事会議の報告が行われた。東京オリンピックの簡素化の方向やコロナ対策についてフェンシング競技の事例についての説明が行われた。特に質疑はなかった。

4. 12月12-13日で開催されるAIBA総会に関して (執行部：資料なし)

議長の要請により、仲間専務理事より12月12-13日で開催されるAIBA総会に関して日本連盟としては中立の立場をとること、総会後に内容の報告をすることが説明された。特に質疑はなかった。

5. 令和3年度全日本選手権について (執行部：資料5)

議長の要請により、仲間専務理事より令和3年度全日本選手権を11月24日~28日に墨田区体育館で開催する件について関東連盟及び東京都連盟とのミーティングの内容について報告がされた。その後質疑応答が行われた。(内容は別添資料)

6. ガバナンスコード適合性審査提出書類について (公益化推進委員会：資料6)

議長の要請により、富岡副委員長よりガバナンスコード適合性審査提出書類について、四年後の次の審査までに適合させておく必要があること、現時点で不適合な審査項目は43項目中20項目以上あり、これは様々な専門委員会の業務と関連することが説明された。特に質疑はなかった。

7. その他

特になし

2) 決議事項

8. 定款ならびに役員選任規則など各種規則の案について（公益化推進委員会：資料8）

議長の要請により、定款ならびに役員選任規則など各種規則の案について富岡副委員長より提案がなされた。質疑応答が行われ（内容は別添資料）満場一致で下記の通り議決された。

記

1. 定款を変更し、常務理事及び業務執行理事会を廃止すると共に、正会員から理事を除く。
2. 会員及び会費に関する規程を変更し、理事は総会での議決権を有しない変更を行う。
3. 「役員選任規則」を「役員を選任、定年及び任期に関する規則」と変更し、役員の設定は65歳、連続しての任期は4期8年までとする。また理事の総数は25名以内とする。

（上記1. 2. 3の新旧対照表は別添資料）

4. すでに理事会承認済の報酬規程も併せて総会に諮る。
5. 上記について内容の変更に伴わない軽微な変更は会長に一任する。

以上

9. アスリート助成金の適切な運用のための規則について（公益法人化委員会：資料9）

議長の要請により、アスリート助成金の適切な運用のための規則について富岡公益法人化副委員長より提案がなされた。質疑応答が行われ（内容は別添資料）満場一致で下記の通り議決された。

記

1. アスリート助成金の適切な運用のための規則を定める。
タイトルの「アスリート助成金の事務処理に関する手続細則」を「規程」と変更する。
18の「専務理事」は「理事会」と変更する。
2. 上記について内容の変更に伴わない軽微な変更は会長に一任する。

以上

10. 全国大会における不適切な行為を防止するガイドラインについて（公益法人化委員会：資料10）

議長の要請により、全国大会における不適切な行為を防止するガイドラインについて富岡公益法人化副委員長より提案がなされ満場一致で下記の通り議決された。特に質疑はなかった。

記

1. 全国大会における不適切な行為を防止するためのガイドラインを定める。
2. 上記について内容の変更に伴わない軽微な変更は会長に一任する。

以上

11. 会員登録業務のシステム化並びに選手登録規定の改定について（事務局：資料11）

議長の要請により、会員登録業務のシステム化並びに選手登録規定の改定について豊田事務局長及び及川次長より提案がなされた。質疑応答が行われ（内容は別添資料）満場一致で下記の通り議決された。

記

1. ホームページ未設置連盟への働きかけ及び移行期間を設けることも考慮して登録業務のシステム化を進める
2. 選手登録規程で新カテゴリーの非接触競技（マスボクシング）の登録料は2,000円とする。
3. 選手登録規程の改定を行い現状にあわせた名称と金額にする。（シニア女子は値上げ）

（上記2の新旧対照表は別添資料）

以上

12. JOCネクストシンボルアスリート推薦について（執行部：資料なし）

議長の要請により、JOCネクストシンボルアスリート推薦について仲間専務理事より提案がなされ

た。質疑応答が行われ（内容は別添資料）満場一致で下記の通り議決された。

記

強化委員会を中心に推薦選手を考えていただきおよそ一週間後に書面決議を行う。

以上

13. 東京オリンピックでのメダル獲得者への報奨金の設定について（執行部：資料13）

議長の要請により、東京オリンピックでのメダル獲得者への報奨金の設定について仲間専務理事より提案がなされた。質疑応答が行われ（内容は別添資料）満場一致で下記の通り議決された。

記

1. 報奨金は金メダル 100 万円、銀メダル 50 万円、銅メダル 30 万円で JOC に報告する。
2. 報奨金については会長の会社から連盟に寄付をする。

以上

14. 企業とのスポンサー契約に関する取り決め（執行部：資料14）

議長の要請により、企業とのスポンサー契約に関する取り決めについて仲間専務理事より提案がなされた。質疑応答が行われ（内容は別添資料）満場一致で下記の通り議決された。

記

1. 契約に関しては、選手・日連・企業間での 3 者契約として契約を締結する。
2. 契約を締結する企業に関しては、ボクシング競技をサポートするものとしてふさわしい企業であるかどうかを日連が十分に調査した後、契約が許可される。特に反社会勢力（以下反社）との繋がりが無い企業であることの誓約書を同時に提出させ、意図せず反射からの不透明な金銭受領が発生しない様なシステムを構築する
3. 金銭の支払いは、企業→選手（契約金 100%）、企業→日連（契約金金額の 10%）と定める。
4. 契約書雛形に関しては、執行部が顧問弁護士と競技し作成する。
5. 選手に関して雇用者・被雇用者としての雇用契約締結を提示する企業に関して、上記調査のみを行い、企業→日連への支払い金額に関しては別途協議する。

以上

15. JOC から送付された文書の取り扱いについて（執行部：資料なし）

議長の要請により、JOC から送付された文書の取り扱いについて仲間専務理事より提案がなされ、満場一致で下記の通り議決された。特に質疑はなかった。

記

文章管理については PDF で保存すると同時に原本も場所を定めて事務局内で保存する。

以上

16. 海外遠征後の 14 日間の隔離措置中の練習について（医事委員会：資料なし）

議長の要請により、海外遠征後の 14 日間の隔離措置中の練習についてオブザーバーの岩尾医事委員長より提案がなされ満場一致で下記の通り議決された。特に質疑はなかった。

記

帰国後、無症状であり、定められた防疫検査の結果、陰性が確認された時点で、対人練習を含む全ての練習を再開させることが、選手のコンディション・能力維持のため必要不可欠である」と判断し、国に定められた帰国後活動計画書・チェックリストを提出の上、「対人練習を含む、通常練習の再開が可能である」

以上

17. 各委員会の業務仕様書について（執行部：資料なし）は、急ぎの議案ではないため次回以降の議題とする。

以上

18. 各委員会の英語表記について（資料18）

議長の要請により、各委員会の英語表記について仲間専務理事より提案がなされた。満場一致で下記の通り議決された。特に質疑はなかった。

記

各委員会の英語表記について資料 18 の通り承認する。

以上

19. 臨時総会の日程について（資料なし）

議長の要請により、臨時総会の日程について仲間専務理事より提案がなされ満場一致で下記の通り議決された。特に質疑はなかった。

記

1. 11月15日（日）13：00を第一候補として臨時総会を招集する。
2. 会場・方法は検討して連絡をする。

以上

議長は、以上をもって本日の議事を終了した旨を述べ、22：10に閉会した。

以上の決議を明確にするために、この議事録を作成し、定款第38条第2項に従い出席した内田会長及び 監事が議事録署名人としてこれに記名押印する。

以上の議事の内容を記録し、これを証するため署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人

議事録署名人

議事録署名人

